

島根県報

第一、四一二号
平成十四年十月十八日
(金曜日)

告 示

目 次

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業振興課)	一
土地改良事業施行の認可	(農村整備課)	一
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(漁業管理課)	二
道路の区域の変更	(道路整備課)	二
道路の供用開始	(河川課)	四
廃川敷地等の発生	(港湾空港課)	五
公有水面埋立ての免許	(都市計画課)	五
都市計画事業の認可	(都市計画課)	六
公告	(都市計画課)	六
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	六
正誤	(都市計画課)	六
平成十四年三月二十二日付け島根県報号外第二六号中	(高校教育課)	六
平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中	(教育庁総務課)	六
平成十四年九月二十七日付け島根県報第一、四〇六号中	(教育庁総務課)	七

告 示

島根県告示第九百八号

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱(平成六年島根県告示第四十号)の一部を次のように改正する。
平成十四年十月十八日

島根県知事 澄田信義

第二条中「に基づく島根県経営体育成総合融資制度資金利子補給金」を「附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる利子補給に基づく島根県経営体育成総合融資制度資金利子補給金及び企業の農業法人育成推進利子補給金交付要綱(平成十四年島根県告示第三百八十四号)に基づく利子補給金」に改める。

附 則

- この告示は、平成十四年十月十八日から施行する。
- この告示による改正後の島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年四月一日以後貸し付けられる農業経営基盤強化資金について適用し、同日前に貸し付けられた農業経営基盤強化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。
平成十四年十月十八日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
八束郡八雲村土地改良区	恩部地区農道事業 (かんばる島根農林総合事業…小規模土地基盤整備事業) 岩坂地区農道舗装事業 (かんばる島根農林総合事業…小規模土地基盤整備事業)	平成十四年十月十日

島根県告示第九百十号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定による同意があったと認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十四年十月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 加入区の名称

五十猛加入区

二 加入区の区域

五十猛漁業協同組合の地区の区域

三 漁業の区分

しいらまき網漁業、大型まき網漁業、中・小型まき網漁業、中・小型底びき網漁業及びしいらまき網漁業と中・小型底びき網漁業を併せ営む漁業

島根県告示第九百十一号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類		路線名		区 間		敷地の幅員		延 長		管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称		備 考	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
		一般国道	百八十七号	鹿足郡柿木村大字柿木一三〇七番一地从先から同大字一三〇三番六地先まで		一四・〇〇〇	一四・〇〇〇	一七五・五〇〇	一七五・五〇〇	津和野土木事務所		景観対策	
		県 道	松江島根線	松江市西持田町字大瀬戸一二九五番一地从先から同町字中山一二八七番一地从先まで		一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	六三三・〇〇〇	六三三・〇〇〇	松江土木建築事務所		道路改良工事	
				仁多郡仁多町大字三成一四一五番二五地先から同大字一四一五番四〇地先まで		一八・〇〇〇	一八・〇〇〇	一一〇・〇〇〇	一一〇・〇〇〇				拡幅
						二五・〇〇〇	二五・〇〇〇	一一〇・〇〇〇	一一〇・〇〇〇				拡幅

大田佐田線	大社立久恵線	平田大社自転車道線	玉湯吾妻山線										
大田市三瓶町多根字深山口渕尻イ九〇三番地先から同地番先まで	簸川郡大社町大字北荒木一七二番一地先から同大字一三七番五地先まで	簸川郡大社町大字杵築西二五三七番三〇地先から同大字一六八五番二地先まで	仁多郡仁多町大字三成四八六番一〇地先から同大字四八七番一〇地先まで		仁多郡仁多町大字三成一四一五番六一地先から同大字四八六番一〇地先まで		仁多郡仁多町大字三成一四一五番四〇地先から同大字一四一五番六一地先まで						
前	後	前	後		前	後	前	後		前	後		
			B	A	A			B	A	A	B	A	A
二一・五〇〇〇 三一・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇 一三・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇 一一・二二〇〇	四・〇〇〇〇 一三・〇〇〇〇	三・〇〇〇〇 一〇・〇〇〇〇	三・〇〇〇〇 一〇・〇〇〇〇	一三・〇〇〇〇 一六・〇〇〇〇	六・〇〇〇〇 七・〇〇〇〇	一一・〇〇〇〇 六二・〇〇〇〇	四・〇〇〇〇 一一・〇〇〇〇	四・〇〇〇〇 一一・〇〇〇〇	一一・五〇〇〇 五二・〇〇〇〇	七・〇〇〇〇 四一・〇〇〇〇	七・〇〇〇〇 四一・〇〇〇〇
一一・〇〇〇	四〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇	五四・〇〇〇	五四・〇〇〇	二四〇・〇〇〇	三四八・〇〇〇	三四八・〇〇〇	二二〇・〇〇〇	三三二・〇〇〇	三三二・〇〇〇
大田土木建築事務所		出雲土木建築事務所						仁多土木事務所					
〃	拡幅	〃	ダブルウェイ		〃	拡幅	〃	ダブルウェイ		〃	ダブルウェイ		〃
			上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。					上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

島根県告示第九百二十二号
 道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十四年十月十八日
 島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	松江島根線	松江市西持田町字大瀬戸一・二・九五番一地先から同町字中山一・二・八七番一地先まで	六三三・〇〇〇メートル	平成十四年十月十八日	松江土木建築事務所	
〃	平田大社自転車道線	簸川郡大社町大字杵築西二・五・三・七番一〇地先から同大字一・六・八・五番二地先まで	三〇〇・〇〇〇	〃	出雲土木建築事務所	
〃	大社立久恵線	簸川郡大社町大字北荒木一・一・七二番一地先から同大字一・一・三・七番五地先まで	四〇〇・〇〇〇	〃	〃	

〃	白上横田線	益田市白上町イ七〇九番一地先から同町イ一三六一番二地先まで	後 B 一一・〇〇〇 八〇〇〇〇	前 A 二・五〇〇 二九・〇〇〇	七三三・〇〇〇	益田土木建築事務所	〃 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
〃	大田桜江線	邑智郡桜江町大字谷住郷一・三・八四番一地先から同大字一・三・八六番二地先まで	後 B 四・八〇〇 一〇〇・〇〇〇	前 A 四・八〇〇 一〇〇・〇〇〇	一四二・〇〇〇	川本土木建築事務所	〃 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 不用物件発生

〃	大田佐田線	大田市三瓶町多根字コンゾウ原イ五九〇番三 地先から同町多根字観音畑下イ四三六番三 地先まで	三二二・五〇	〃	大田土木建築事務所
---	-------	---	--------	---	-----------

島根県告示第九百十三号

一級河川高津川水系高津川中小河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県津和野土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月十八日

島根県知事 澄田信義

一 河川の名称

一級河川 高津川水系 高津川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十四年十月十八日

三 廃川敷地等の位置

(一) 鹿足郡六日市町大字立戸二〇七番三に接する里道の地先

(二) 鹿足郡六日市町大字立戸六九六番内一地先から

同所 六七番一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

(一) 土地 九五・九六平方メートル

(二) 土地 九四一・五五平方メートル

島根県告示第九百十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年十月十八日

島根県知事 澄田信義

一 免許年月日

平成十四年十月十八日

二 免許受人

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

島根県八束郡美保関町大字七類三二四六番地一の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と③の地点とを結ぶ昭和六十二年五月八日付け島根県告示第五八六号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D・L+〇・一七九メートルにより決定）により囲まれた区域

地点

①の地点 九島四等三角点（北緯三五度三四分四七秒九四一、東経一三三度一四分一六秒四五八）から二二五度二五分二八秒、一、一一七・六七メートルの

②の地点 ①の地点から七九度四八分五〇秒、六五・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一三九度四五分二八秒、三八・三七メートルの地点

(三) 面積 二、五七〇・二四平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

島根県八束郡美保関町大字七類三二四六番地一の土地及び同地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とオの地点と結んだ線により囲まれた区域

アの地点 九島四等三角点(北緯三五度三四分四七秒九四一、東経一三三度一四分一六秒四五八)から二一九度五一分〇三秒、一、〇六一・五八メートルの地点

イの地点 アの地点から七九度四八分五〇秒、一三七・六四メートルの地点
 ウの地点 イの地点から一三九度四五分二八秒、一五〇・〇七メートルの地点
 エの地点 ウの地点から一六九度四六分一八秒、二四・八四メートルの地点
 オの地点 エの地点から二五九度四六分一八秒、二二二・八六メートルの地点

(三) 面積

二八、〇六五・二〇平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

島根県告示第九百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十月十八日

一 施行者の名称

大東町

二 都市計画事業の種類及び名称

大東都市計画公園事業

五・五・一号 大東公園

三 事業施行期間

平成十四年十月十八日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

島根県大原郡大東町大字大東地内

(二) 使用の部分

なし

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十月十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

大田市久手町波根西字久手一、三八七番

面積 一六一・四五平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市西津田町三丁目二番七号

島根トヨベツ株式会社代表取締役 勝部裕

正 誤

平成十四年三月二十二日付け島根県報号外第一六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段 行	誤	正
七	上	始めから六	教育委員会訓令
〃	〃	始めから七	島根県教育委員会教育長訓令第三号
			島根県教育委員会教育長訓令第一号

平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

平成十四年九月二十七日付け島根県報第一、四〇六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四	ページ		
下	段		
始めから三	行		
長訓令第二号	誤	島根県教育委員会教育	
長訓令第四号	正	島根県教育委員会教育	

〃	ページ	二十二	
〃	段	上	
終りから六	行	始めから五	
長訓令第二号	誤	島根県教育委員会教育	
長訓令第二号	正	島根県教育委員会教育	

毎週火・金曜日発行

平成十四年十月十八日印刷
平成十四年十月十八日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽印刷所
松島陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)